

【医科】 令和6年度 新規個別指導・個別指導に係る 指摘事項の概要

厚生労働省 北海道厚生局医療課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

【医科】令和6年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

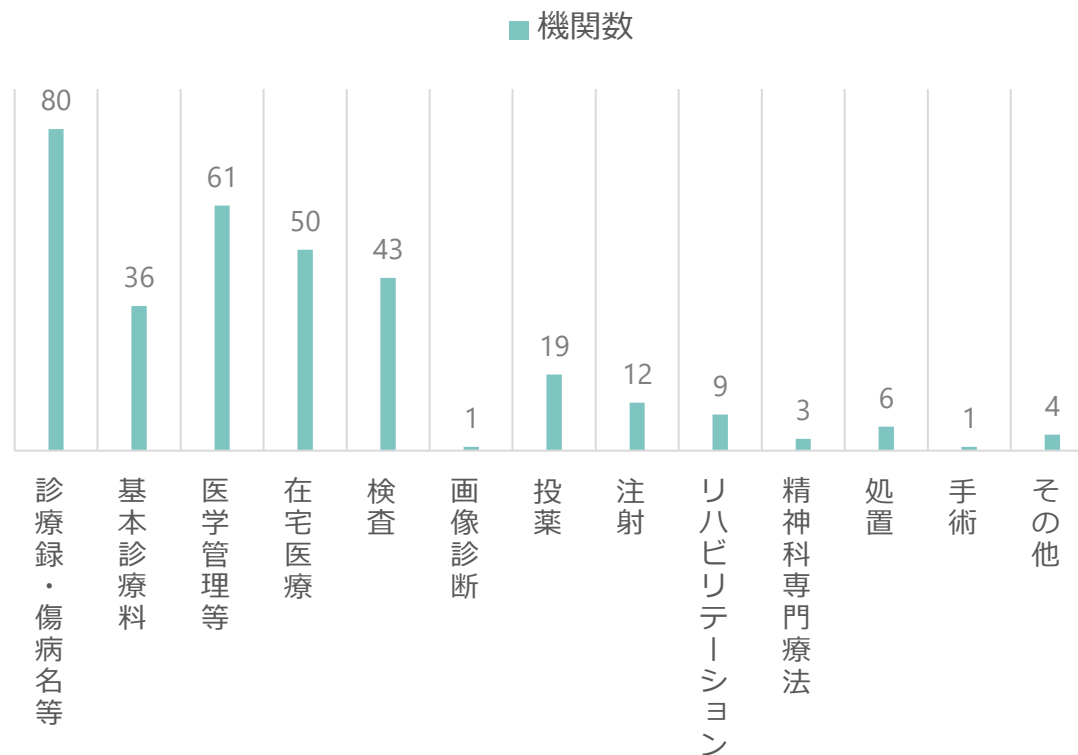
指摘機関数と項目毎の指摘割合①

保険診療等に関する事項

項目	機関数	指導機関数に対する割合
診療録・傷病名	80	77.7%
基本診療料	36	35.0%
医学管理等	61	59.2%
在宅医療	50	48.5%
検査	43	41.7%
画像診断	1	1.0%
投薬	19	18.4%
注射	12	11.7%
リハビリテーション	9	8.7%
精神科専門療法	3	2.9%
処置	6	5.8%
手術	1	1.0%
その他	4	3.9%

【参考】令和6年度 指導機関数
 新規個別指導 63機関
 個別指導 40機関
 合計 103機関

指摘があった機関数



【医科】令和6年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

指摘機関数と項目毎の指摘割合②

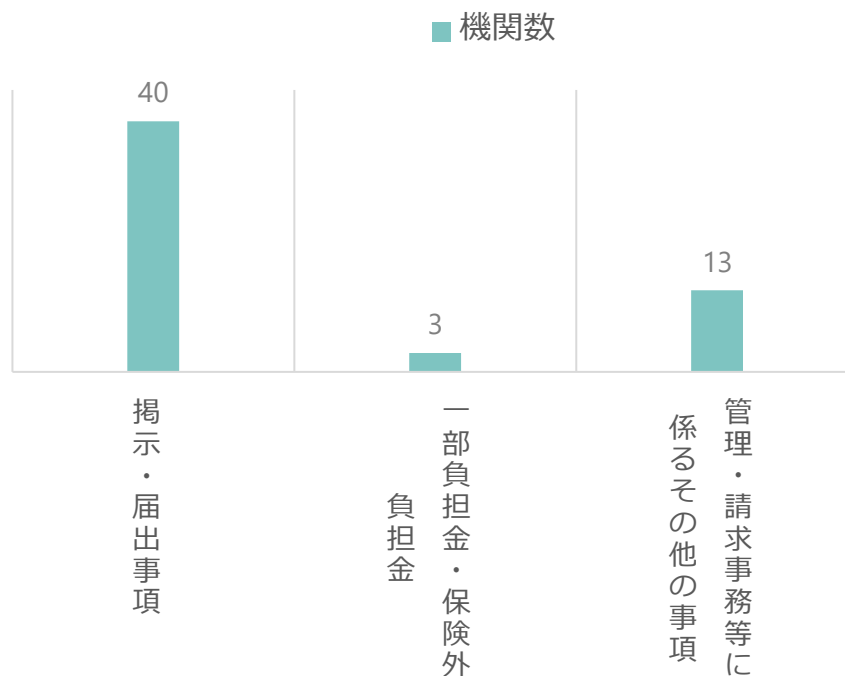
診療報酬の請求等に関する事項

項目	機関数	指導機関数に対する割合
掲示・届出事項	40	38.8%
一部負担金・保険外負担金	3	2.9%
管理・請求事務等に係るその他の事項	13	12.6%

- 指導を受けた全保険医療機関（医科）の7割以上が診療録・傷病名についての指摘を受けている。
- 医学管理等、在宅医療、検査の項目についても、指摘を受けた機関の割合が高い。
- 全体的に、診療録への記載が算定要件になっている項目についての指摘が多い。
- 診療報酬の請求に関する事項では、必要な届出・院内掲示について指摘が多い。

【参考】令和6年度 指導機関数
新規個別指導 63機関
個別指導 40機関
合計 103機関

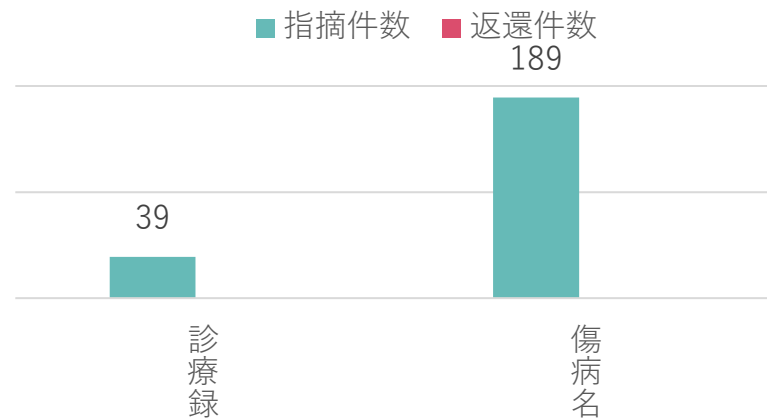
指摘があった機関数



【医科】令和6年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

診療録・傷病名に関する主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
診療録	39	22.2%	0	0.0%
傷病名	189	77.8%	0	0.0%



主な指摘事項

■ 診療録

- 電子カルテを印刷した時に記載内容の一部が反映されず、見読性が確保されていない。
- 労務不能に関する意見欄について記載していない又は欄そのものがない。
- 保険診療と保険外診療の診療録を区別して管理していない。

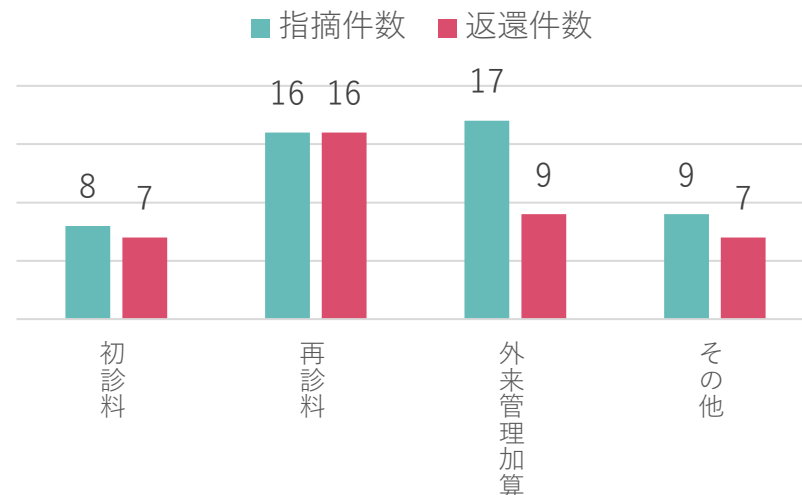
■ 傷病名

- 不適切な傷病名が付されている。（医学的な診断根拠がない・乏しい、症状や状態を病名としている、急性疾患の病名が長期にわたり続いている、重複した病名が付されている）
- 多数の傷病名を主病としている。
- 左右の別、部位の記載がない。
- 転帰欄を適切に記載していない。
- 診療録と診療報酬明細書の傷病名が相違している。

【医科】令和6年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

初・再診料に関する主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
初診料	8	33.3%	7	87.5%
再診料	16	66.7%	16	100.0%
外来管理加算	17	70.8%	9	52.9%
その他（初・再診料）	9	37.5%	7	77.8%



主な指摘事項

■ 初診料

- ・ 医学的に初診といわれる診療行為がないにもかかわらず初診料を算定している。
- ・ 慢性疾患等明らかに同一の疾病又は傷病の診療を行った場合にもかかわらず、傷病名欄の診療開始日をより新しい日付に変更し、初診料を算定している。

■ 再診料

- ・ 検査結果の説明のみを行うなど、初診又は再診に付随する一連の行為で来院した患者に対して再診料を算定している。

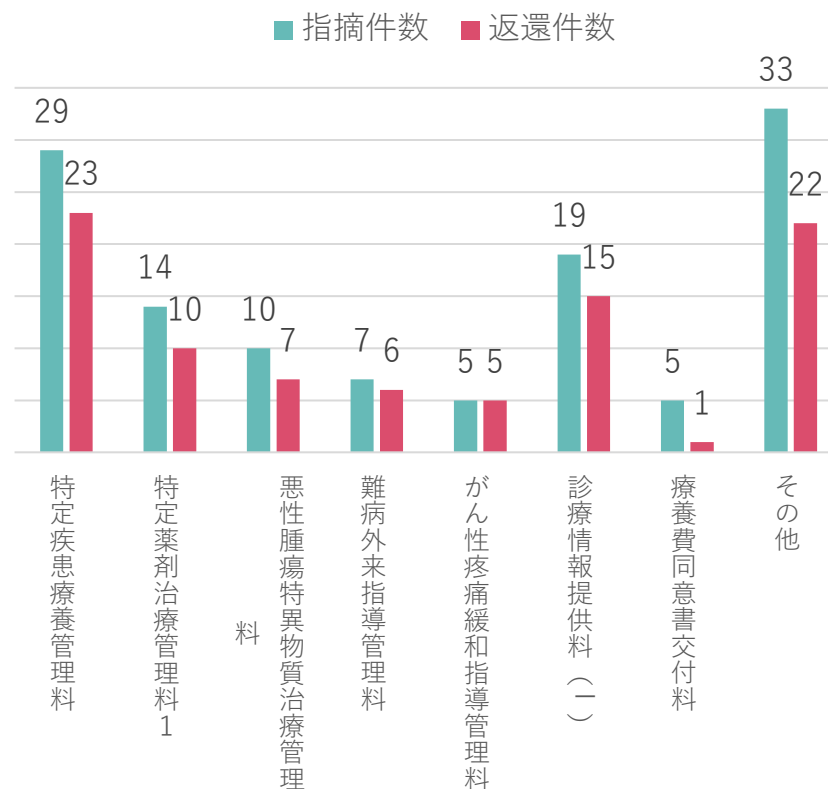
■ 外来管理加算

- ・ 患者からの聴取事項や診察所見の要点について、診療録への記載がない又は記載が不十分である。
- ・ 処置、リハビリテーション等を行っているにもかかわらず算定している。

【医科】令和6年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

医学管理等に関する主な指摘事項①

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
特定疾患療養管理料	29	23.8%	23	79.3%
特定薬剤治療管理料1	14	11.5%	10	71.4%
悪性腫瘍特異物質治療管理料	10	8.2%	7	70.0%
難病外来指導管理料	7	5.7%	6	85.7%
がん性疼痛緩和指導管理料	5	4.1%	5	100.0%
診療情報提供料（Ⅰ）	19	15.6%	15	78.9%
療養費同意書交付料	5	4.1%	1	20.0%
その他	33	27.0%	22	66.7%



主な指摘事項①

■ 特定疾患療養管理料

- 治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について、診療録への記載がない。
- 対象の特定疾患ではない主病について算定している。

【医科】令和6年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

医学管理等に関する主な指摘事項②

主な指摘事項②

■ 特定薬剤治療管理料

- ・ 薬剤の血中濃度及び治療計画の要点について、診療録への添付又は記載がない。
- ・ 対象となる薬剤を投与していないにもかかわらず算定している。

■ 悪性腫瘍特異物質治療管理料

- ・ 治療計画の要点について、診療録への添付又は記載がない。
- ・ 悪性腫瘍であると既に確定診断した患者以外の者に対して算定している。

■ 難病外来指導管理料

- ・ 診療計画及び診療内容の要点について、診療録への記載がない。

■ がん性疼痛緩和指導管理料

- ・ 麻薬の処方前の疼痛の程度（疼痛の強さ、部位、性状、頻度等）、麻薬の処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画及び指導内容の要点について、診療録への記載がない。

■ 診療情報提供料（Ⅰ）

- ・ 受診行動を伴わない患者紹介の返事について算定している。
- ・ 交付した文書において、紹介先医療機関名等の記載がない。

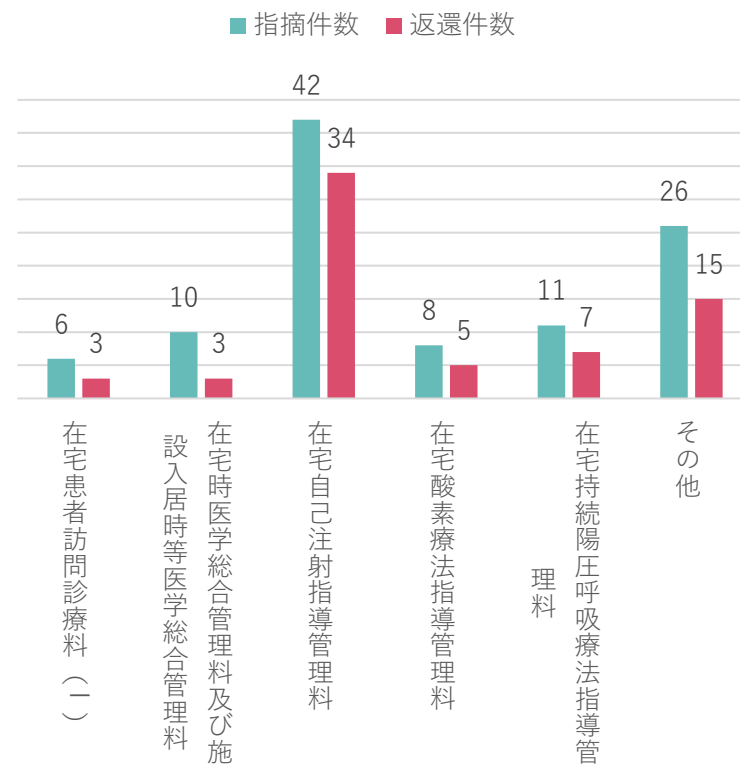
■ 療養費同意書交付料

- ・ はり・きゅうの同意書について、療養の給付を行うことが困難であると認められない患者に対して同意書等を交付し算定している。

【医科】令和6年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

在宅医療に関する主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
在宅患者訪問診療料（Ⅰ）	6	9.1%	3	50.0%
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	10	15.2%	3	30.0%
在宅自己注射指導管理料	42	63.6%	34	81.0%
在宅酸素療法指導管理料	8	12.1%	5	62.5%
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	11	16.7%	7	63.6%
その他	26	39.4%	15	57.7%



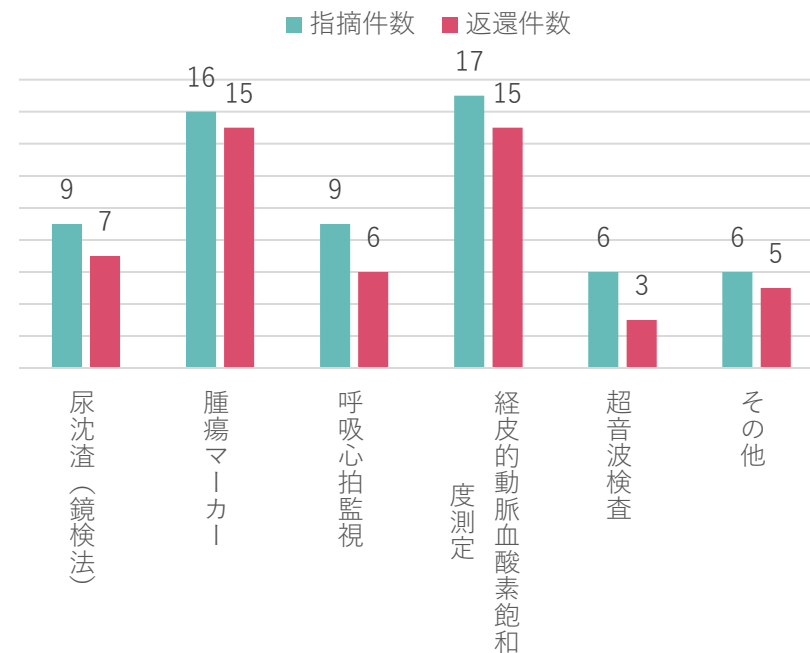
主な指摘事項

- 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）
 - ・ 訪問診療を行った日における診療時間（開始時刻及び終了時刻）及び診療場所について、診療録への記載がない。
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
 - ・ 診療録への在宅療養計画及び説明の要点等の記載がない。
- 在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料、在宅酸素療法指導管理料、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料等）
 - ・ 在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点について診療録に記載がない又は記載が不十分である。

【医科】令和6年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

検査に関する主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
尿沈渣（鏡検法）	9	14.3%	7	77.8%
腫瘍マーカー	16	25.4%	15	93.8%
呼吸心拍監視	9	14.3%	6	66.7%
経皮的動脈血酸素飽和度測定	17	27.0%	15	88.2%
超音波検査	6	9.5%	3	50.0%
その他	6	9.5%	5	83.3%



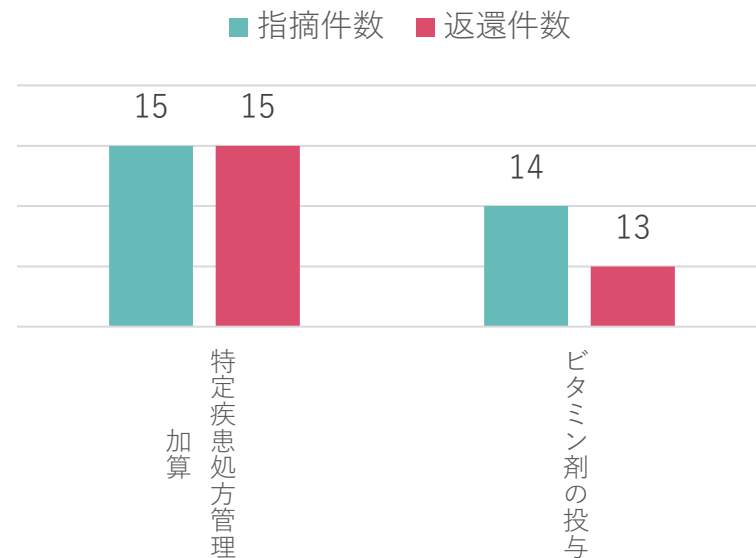
主な指摘事項

- 尿沈渣（鏡検法）
 - ・ 当該医療機関外で実施された検査について算定している。
- 腫瘍マーカー
 - ・ 診察及び他の検査・画像診断等の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者以外の者に対して実施している。
- 経皮的動脈血酸素飽和度測定
 - ・ 酸素吸入若しくは酸素療法を現に行っていない又は行う必要のない患者に算定している。

【医科】令和6年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

投薬に関する主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
特定疾患処方管理加算	15	51.7%	15	100.0%
ビタミン剤の投与	14	48.3%	13	92.9%



主な指摘事項

- 特定疾患処方管理加算
 - ・ 医学的診断根拠に基づかない傷病名を主病として算定している。
 - ・ 算定対象の疾患が主病でない患者に対して算定している。
- ビタミン剤の投与
 - ・ ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨が具体的に診療録に記載されていない。

【医科】令和6年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

診療報酬の請求等に関する事項の主な指摘事項

主な指摘事項

■ 保険医療機関の揭示事項

- ・ 明細書の発行に関する事項の揭示をしていない又は揭示内容が不十分である。
- ・ 施設基準に関する事項の揭示をしていない又は揭示内容が不十分である。

■ 届出事項等

- ・ 管理者の変更、保険医の異動について届出がされていない。
- ・ 診療科、診療日、診療時間の変更について届出がされていない。

■ 一部負担金

- ・ 受領すべき者から受領していない。